

発行 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://members.jcom.home.ne.jp/sugi-jigyodan/>

就労への準備性を高めるために (企業体験実習 清掃編)

ワークサポート杉並では地域の就労支援にも積極的に取り組んでいますが、今回は就労準備の段階では欠かせない企業体験実習について報告します。

まず写真1の方は、現在、区内作業所に通所しますが、将来は企業就労を希望されています。



写真1

その取り組みの一環として、職業適性の把握のため、ワークサポート杉並の清掃訓練に参加していただきました。3日間で、清掃用具の使い方などの基本を習得していただくことを目的にして訓練しました。3日間終了後の面談で、双方とも良い手応えを感じましたので、次のステップとして、関連企業にお願いし企業実習を行うことになりました。実習期間はご本人の状況に合わせ、3日間の短時間で設定しました。

実習後の感想も大変前向きで、今後の企業就労に夢を膨らませています。

また、ワークサポート杉並の訓練生におきましても、日常的に実施している清掃訓練のステップアップとして企業体験実習を行っています。

現在は区内関係企業にお願いし、毎週木曜日に事務室及び店舗周辺の清掃作業を実施しています。(写真2、写真3)

お客様をお迎えする場所という普段と違う環境での作業に緊張と喜びが交じり、企業の担当者からも「助かっています」との声をかけていただき張り切って取り組んでいます。

今後もこのような企業体験実習の機会を設定し、施設の方々とも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ワークサポート杉並では、職場実習先の企業・職場を探しています。現在の自分の力の確認、ビジネスマナー等の勉強、就職準備のための機会として役立たせたいと思っております。ぜひ、ご協力をお願いします。



写真2



写真3

ワークサポートセミナー2012を開催しました

10月25日（木）、杉並区産業商工会館にて『ワークサポートセミナー2012』を開催いたしました。今年のテーマは『障害者雇用における企業の取り組みと家庭の役割』です。障害のある方やそのご家族、作業所の職員を中心に約40名が参加しました。

第一部では、杉並区内の社会医療法人河北医療財団河北総合病院の人事部部付課長鈴木智典氏を講師にお招きし、障害者雇用の取り組みについて講演していただきました。第二部では、株式会社サノフィのラ・メゾンサービスセンターにお勤めの沢村さんとそのご家族に座談会形式でお話を伺いました。

参加者からは、「企業側の配慮がわかりやすかった。」、「雇用の幅が広がっていて、心強くなった。」、「家庭支援の大切さがよくわかった。」、「地域の見守りも活用してご本人を支えているということがわかった。」など、それぞれの参加者には今後の障害者雇用の展望に期待を寄せた感想を持っていただいたようです。

今後もワークサポート杉並は、杉並の障害者就労支援機関として、障害者雇用を進めていくために、ワークサポートセミナーの開催を通じて、企業とご本人、ご家族の情報を発信し続けていきます。



鈴木氏の講演



ご家族の講演



ワンポイント豆知識

平成24年10月1日から
東京都の最低賃金が850円に改正されました

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態を問わず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

「特定（産業別）最低賃金」は特定の産業について設定されていて、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、個別に最低賃金の減額の特例が認められます。

就職しました（9月・10月）

事務補助	7名	調理補助	3名
清掃	3名	軽作業	1名
特許事務	1名		

写真については、ご本人の了解を得て掲載しています。